

第 4 次広島市男女共同参画基本計画の策定について

1 概要

本市では、男女共同参画社会基本法（以下「法」という。）及び広島市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、令和 3 年（2021 年）3 月に「第 3 次広島市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。令和 7 年度（2025 年度）で計画期間が満了するため、新たな計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

- (1) 法及び条例に基づく基本計画
- (2) 第 6 次広島市基本計画の部門計画
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画（追加）

3 計画の期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間

※ 国の基本計画の改定（5 年ごと）に合わせて策定するもの。

4 今後のスケジュール（案）

令和 6 年度（2024 年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
● 審議会開催 ▲ 諮問				第 1 回 ● ▲ 諮問				第 2 回 ●				第 3 回 ●
	←	アンケート 内容等検討	→		←	アンケート 内容等精査	→		←	アンケート 調査実施	→	アンケート 報告
	←	現行計画の課 題抽出										第 4 次基本計画 の施策の方向性 の検討